

# 選定療養費 Q & A

Q：選定療養費って？

「初期の診療は地域のクリニック等で、高度・専門医療は大きな病院で行う」という医療機関の機能分担を目的に設定された制度で、**紹介状を持参せず**に受診をした場合に、保険適用の診療費とは別に患者さんにご負担いただく費用のことです。

※当院は地域医療支援病院なので、徴収が義務付けられています。

Q：どんな時に、支払うの？

初診時選定療養費（初診）は、**紹介状を持参せず**に初診で当院を受診する際に、当院にお支払いいただきます。再診時選定療養費（再診）は、症状が安定し地域の病院での治療が可能と判断でき、文書にて地域の病院へ紹介したにも関わらず、引き続き当院を希望して受診する際に、当院にお支払いいただきます。

Q：通院中だけど、再診時選定療養費は支払うの？

当院の医師の指示のもと、通院治療の場合は、お支払いいただく必要はありません。

症状が安定し、当院から他の医療機関にご紹介の後に、患者さんの希望で引き続き当院を受診する場合は受診の都度、お支払いいただきます。

Q：次回の予約(受診)を『1年後』と言われたけど、支払うの？

当院の医師からの指示のもと、受診日を予約している場合は、期間にかかわらず、お支払いいただくことはありません。ただし、きちんと次回予約について当院の医師とお話ください。

Q：予約日に行けなかったけど、支払うの？

前回受診日より1年以上経過(医師からの指示は除く)している場合は、お支払いいただきます。

※1年以上経過した場合、前述の『患者さんが任意で治療を中断した』と判断させていただきます。

**当院は急性期の治療や高度医療による治療を担当しております。**

**＜当院での治療を必要とする＞患者さんが、一人でも多く、診察を受けられるように、努めております。ご理解とご協力をお願いいたします。**